

（Ⅶ）国立公園関係者の連携体制に関する事項

‘国の宝’である上信越高原国立公園は、すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進だけではなく、地域振興やレクリエーションの機会の提供、生活環境の保全、文化の源泉といった面でも重要な役割を担う‘地域の宝’であり、地域の方々の力を大いに発揮することで、その価値を更に高めることができますが、そのためには、より良い国立公園の将来像を地域で共有し、それを実現する地域の実情に即した仕組みを構築することが必要です。

その将来像の実現のため、国立公園の管理運営を地域の様々な主体が協働して行う仕組み（協働型管理運営体制）を構築することを目指し、関係する団体、行政機関等による情報共有、意見交換等を行う場として平成 24～25 年度に上信越高原国立公園高山地域連携会議及び上信越高原国立公園須坂地域連携会議が設置されました。

本会議では、両地域における国立公園の将来像である‘将来目標’、その目標を達成するために必要な活動の方針である‘行動指針’、それらに基づき各主体が実施する具体的な活動を取りまとめた‘行動計画’（将来目標に見合うものであれば、国立公園区域外における活動も含む）等を盛り込んだ「アクションプラン」を策定しました。

このアクションプランは、平成 26 年度に設立された上信越高原国立公園高山地域連絡協議会及び上信越高原国立公園須坂地域連絡協議会に引き継がれ、国立公園の適正な管理運営と両地域の地域振興のために役立てられています。

両協議会では、行動計画等の進捗状況を定期的に確認・評価するとともに、課題の抽出やその対応について検討し、その結果を行動計画等にフィードバックしていきます。また、こうした取組を通じて各主体の連携強化や国立公園の管理運営に関する意見の取りまとめなどを行うこととしています。

（Ⅷ）その他

これまでの公園計画再検討及び管理運営計画改定の作業経緯から、四阿山系については、須坂市域からなる須坂地域管理運営計画区と上田市域及び嬭恋村域からなる菅平地域管理運営計画区とに分割されています。しかし、四阿山系は、地形及び地理的条件並びに公園利用の状況から、一体的に公園管理を行うことが望ましいため、Ⅲ 1.「管理運営の基本方針と将来目標の位置づけ」及び平成 26 年度から始まった「協働型管理運営体制の仕組み」を維持するように努めつつ、将来的に菅平地域管理運営計画区と須坂地域管理運営計画区を統合し、新たに四阿山系管理運営計画区（仮称）として設定することを検討します。

【参考文献名】

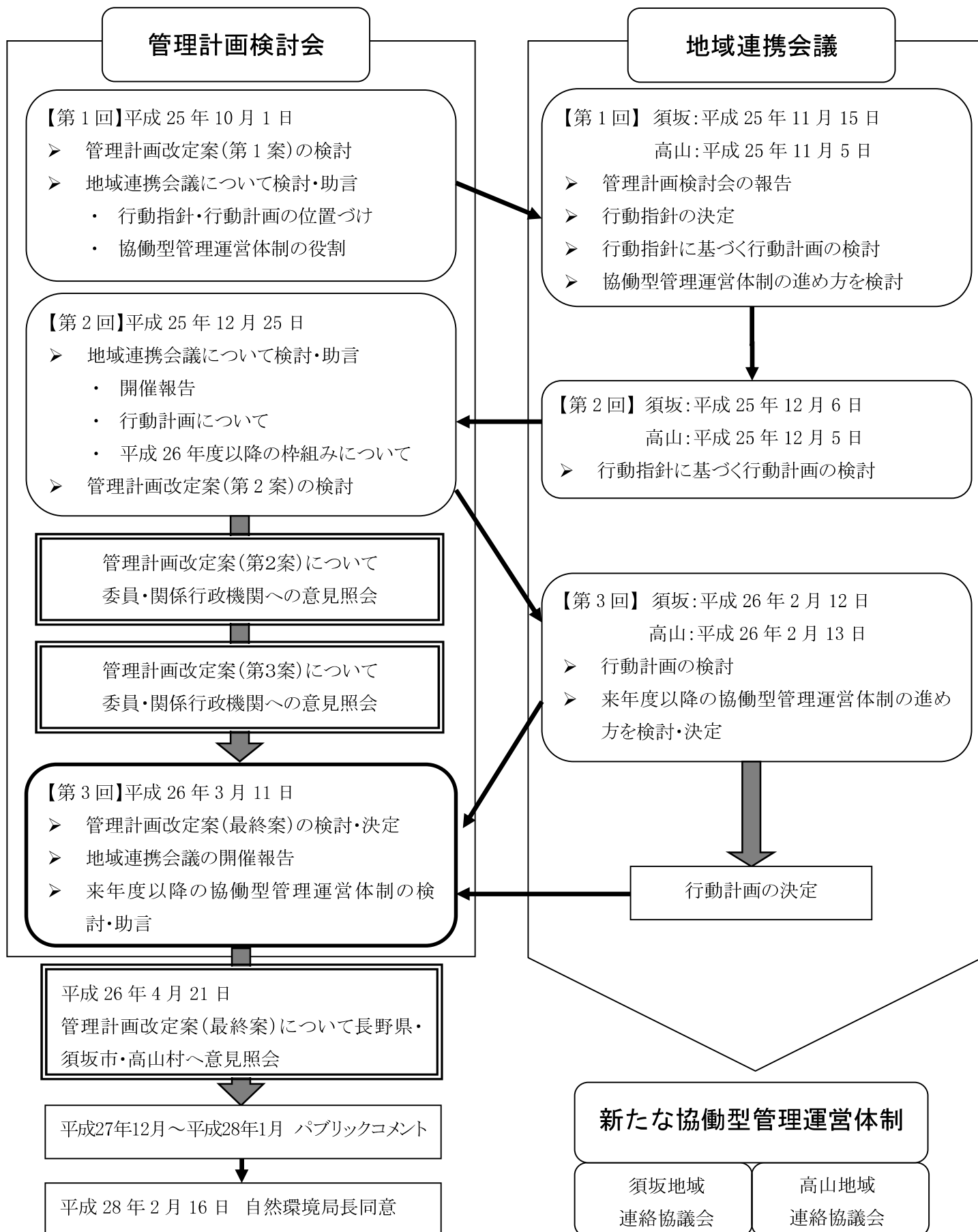
- 1) 「上信越高原国立公園（須坂・高山地域）指定書及び公園計画書」（平成 22 年 12 月 17 日 環境省）
- 2) 「須坂市誌 第 1 巻 自然編」（平成 23 年 12 月 28 日 須坂市）
- 3) 「信州 高山村誌 第一巻 自然編」（平成 16 年 3 月 31 日 高山村）
- 4) 「信州 高山村誌 第二巻 歴史編」（平成 17 年 3 月 31 日 高山村）
- 5) 「信州 高山村誌 第三巻 地誌編」（平成 18 年 9 月 30 日 高山村）
- 6) 須坂市観光協会ホームページ及び各種パンフレット
- 7) 信州高山温泉郷観光協会ホームページ及び各種パンフレット

上信越高原国立公園（須坂・高山地域）管理計画検討会

I 検討員名簿

【検討員】		
信州大学 名誉教授		伊藤 精悟
須坂市観光協会 会長		駒津 健一
信州高山温泉郷観光協会 会長		関谷 小一郎
東京農工大学大学院農学研究院 教授		土屋 俊幸
信州大学教育学部 特認教授		渡辺 隆一
【参画行政機関】		
国の機関	北信森林管理署	
県の機関	長野県	(環境部自然保護課)
	長野地方事務所	(環境課)
市町村	須坂市	(生活環境課)
	高山村	(産業振興課)
【事務局】		
長野自然環境事務所		

Ⅱ 作成経緯



上信越高原国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名
ミズゴケ	ミズゴケ（属名）
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、センジュガンピ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミヨウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウ含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウ含む。）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む。）、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ

科 名	種 名
キンボウゲ	イチョウバイカモ、イトキンボウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ヤシャビシヤク、シコタンソウ、ヒメクモマダサ、ダイヤモンドソウ（ウチワダイヤモンドソウを含む。）、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、イワシモツケ、マルバイワシモツケ
マメ	ムラサキモメンヅル、イワオオギ、シャジクソウ
フウロソウ	グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ（ケウスバスミレ）、オオバクスミレ、ミヤマクスミレ、エゾアオイスミレ（マルバケスミレ）、タカネスミレ（クモマスミレ）、ナエバクスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ

科 名	種 名
セリ	イワニンジン、イワテトウキ（ナンブトウギ）、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ（オニカサモチ）、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ（ヤマウイキョウ）
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ（コツガザクラ）、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、レンゲツツジ（キンレンゲを含む。）、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ（ナンブクロウスゴ）、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ（ナンキンコザクラ）、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ
シソ	カイジンドウ、ミヤマクマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。）
ナス	アオホオズキ（タカオホオズキを含む。）
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ（コバノコゴメグサ）、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル（マルバクワガタ）、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ

科 名	種 名
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ	イワタバコ オニク、キヨスミウツボ ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ スイカズラ	ハクサンオオバコ ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒョウタンボク、コゴメヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ マツムシソウ キキョウ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ） マツムシソウ、タカネマツムシソウ フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン（ナカネツリガネニンジン）、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク（ミヤマコンギク）、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む。）、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク（オゼミズギクを含む。）、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ（ユウスゲ）、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ（タニマユリ）、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバユキザサ）、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ

科 名	種 名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ユリ	タカネシュロソウ（ムラサキタカネアオヤギソウ）、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む。）
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）
ホシクサ	ノソリホシクサ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ クモマシバスゲ、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、サワラン（アサヒラン）、コイチヨウラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ（チドリソウ）、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ（サワトンボ）、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン（コフタバラン）、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、カモメラン（カモメソウ）、オノエラン、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラ

国立公園のスキー場事業の取り扱い

公布日：平成3年6月7日環自国315号

(各都道府県知事あて環境庁自然保護局長)

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成三年六月七日付け環自国第三一四号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、左記の事項に留意することとしたので了知されたい。

なお、本留意事項は、国定公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているので、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、七〇パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が七〇パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を七〇パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとする。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和 57 年 5 月 7 日 環自保第 138 号

改正 平成 7 年 4 月 25 日 環自国第 153 号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第 1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
 - (1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩 20 メートル
 - (2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩 5 メートル
 - (3) 敷地境界線 5 メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第 2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
 - (1) 特別保護地区又は第 1 種特別地域

(2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域

ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域

イ 野生動物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域

ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 風景鑑賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域

2 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。

3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

4 支障木の伐採が僅少であること。

5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。

(1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が 20 パーセント以下の地区にあつては、総施設面積（敷地内にある全ての工作物（テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第 2 種特別地域の宿舎の場合は 40 パーセント以下、第三種特別地域内の宿舎の場合は 60 パーセント以下であること。

(2) (1) に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地（テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。）内に緑地として確保されるものであること。

6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が 100 人以下の場合は、2 面以下、100 人を超え 200 人以下の場合は 3 面以下、200 人を超え 500 人以下の場合は 4 面以下、500 人を超える場合は 6 面以下であること。

7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。

8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

取扱要領第 1・6 及び第 2・5・(2) で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不適当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて

近年、山岳地の利用が多様化する中で、自然豊かな国立公園等をコースに設けるトレイルランニング大会が多数開催されているところである。

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）は、国立公園内の歩道を走ることを制限するものではないが、一方で、多人数で走行時間を競い合いながら狭い歩道を走行することとなるトレイルランニング大会等（以下「大会等」という。）は、不適切な内容で開催されることにより、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、大会等に参加する者以外の一般利用者の安全で快適な利用環境の確保の妨げとなることが懸念されるところである。

このため、国立公園内における大会等の取扱いについて、下記のとおり整理したので、適正な運用のもと、国立公園内の自然環境の保全及び公園利用者の快適な利用の確保が図られるよう御配慮願いたい。

記

第 1 基本的な考え方

公園計画における歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層、自然条件等地域の特性に応じた徒歩利用を確保するものであり、トレイルランニング等走行による利用を想定しているものではない。

そのため、多数の走行者が参加する大会等は、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、徒歩利用者と走行利用者間における接触事故、静穏の阻害、混雑等公園利用者の安全で快適な利用の確保を妨げるおそれがあるため、慎重に対応することが必要である。

なお、本通知は国立公園内をコースとして開催されるトレイルランニング大会及びイベントを対象とし、個人によるランニングは含まないものとする。

第 2 国立公園管理運営計画への記載について

本通知は、全国的見地からの大会等の取扱いを示すものであるが、指導に際しては、各国立公園の自然環境・利用実態等を踏まえた対応を行うべきであることから、国立公園管理運営計画区ごとに取扱いを定めることが適当で

あり、地方環境事務所等は「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407073 号）に基づいて定めている国立公園管理運営計画において、同作成要領第 4（4）「適正な公園利用の推進に関する事項」として、必要に応じ、大会等のコース・期間等に係る詳細な指導事項、大会等の取扱いに係る地方自治体との連携等について記載するものとする。

第 3 大会等の取扱い方針について

1 コース設定における基本的事項

- ① 特別保護地区においては、法第 21 条第 3 項の規定により「木竹を損傷すること」及び「木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること」等の行為が厳しく規制されているとおり、特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区であるため、これらの行為の発生が懸念される場合は、特別保護地区内を通過するコース設定は避けるよう指導すること。ただし、部分的に特別保護地区を通過する際に、競争性を生じさせない歩行区間の設定等により植生帯への踏み出し及び土壌の浸食を防止するための措置が適切に講じられる等自然環境等への影響が発生しないと考えられる場合は、地域の実情に応じて判断するものとする。
- ② 第 1 種特別地域においても、特別保護地区に準ずる風致を有し、現在の風致を極力保護することが必要な地域であることから、特別保護地区と同様に取り扱うものとする。

2 コース設定における配慮事項

- ① 走行に対して脆弱な区間（湿原や泥濘の多い湿潤な環境、高山植物群落等）が存在する場所をコースに含めないよう指導すること。
- ② 踏み荒らしによる歩道の複線化や拡幅が懸念される場所については、登山道外への踏み込み防止柵の設置等によりコースを外させない又は歩道からはみ出させない等の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ すでに洗掘を受けている場所等については、コースに含めないこと。やむを得ず含める場合にあっては、マットの敷設により養生する等、歩道及び歩道周辺の植生への影響を生じさせない又は影響を軽減するための措置を講ずるよう指導すること。
- ④ 崩落や落石のおそれのあるガレ場や傾斜地に付けられた狭隘な登山道等をコースに含めないよう指導すること。

- ⑤ 管理運営計画等において保全対象として定められている重要な自然環境等については、特に影響が生じないように対応するよう指導すること。

3 大会等開催にあたっての配慮事項

- ① 利用者数の多いルート of 混雑期等については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会等を開催しないよう指導すること。
- ② 大会等の開催について、ウェブサイト、公共交通機関等の掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において、大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を掲出し、あらかじめ周知しておくよう指導すること。
- ③ 大会等の主催者、参加者及び応援者について、遵守すべきルール（（別紙）ルール等におけるチェックリストの例参照）を設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導すること。

4 その他の配慮事項

- ① 野生動植物への影響を回避するための専門家、自然保護団体等の意見が聴取され、反映するよう指導すること。
- ② 歩道等管理者、土地所有者及び関係行政機関等との事前調整を十分に行うよう指導すること。

第4 大会等開催に伴うモニタリング等の実施について

- 1 地方環境事務所等は大会等の開催が自然環境等に与える影響について、必要に応じて、以下のとおりモニタリングするよう主催者への指導を行うものとする。

なお、毎年開催するなど当該コースに関するデータが一定程度集積されている場合は、調査規模の縮小又はモニタリングを行わない等の対応を検討したうえで、主催者への指導を行うものとする。

- ① モニタリングの実施にあたっては、大会等の計画立案時にコースの事前調査を行い、モニタリング対象となる地点や対応を要する地点を洗い出しておくこと。特に開催実績のないコースについては、詳細な調査を実施すること。
- ② あらかじめ設定したモニタリングする地点において、大会等の事前及び事後の様子を写真等に収めて、比較し、評価すること。

- 2 モニタリングの結果により改変が確認される場合は、主催者に対して、原状回復措置を行うよう指導すること。

第5 その他

- 1 看板等広告物の設置等や休憩所等工作物の新築等の要許可行為については、主催者に計画書類を提出させ、審査基準等に照らし合わせて適切に指導すること。
- 2 夜間走行を含む大会等については、本通知の趣旨が十分に配慮される計画となっていることを確認すること。
- 3 本通知や国立公園管理運営計画に記載されている事項について、主催者や関係者等に、その内容を説明し、可能な限り理解を促すよう努めること。
- 4 関係行政機関等との間で十分な連絡調整を図り、連携した対応を行うこと。

(別紙) ルール等におけるチェックリストの例

対象者	配慮分野	チェック内容
主催者	環境配慮	参加者数は地域の特性等を踏まえ、適正な上限人数を検討する
		参加者が密集して走ることとなるスタート付近については、林道、農道、スキー場等の自然環境への影響が少ないルートとする
		必要に応じ、適当な基数のトイレを適切な箇所に配置し、適切な管理（処理方法、撤去等）を行う
		開催地域外から植物が持ち込まれないよう、競技開始前には参加者及び応援者に靴底の洗浄をさせる
		必要に応じ、住宅街や希少野生動物の生息地を避けた応援ができる場所を設定する
		保全すべき重要な自然環境等にコース設定している場合は、必要に応じ監視員を配置する
	安全配慮	外的危険（落石、転落・滑落、波浪）が予見される場所（急傾斜地、岩礫地など）、脆弱な地盤、滑りやすい粘土地盤、破損のおそれのある木道等がある区間はコースとして選定しない
		競技途中で事故等の緊急事態があった場合、速やかに対応できる体制を整えておく
		参加者、応援者及び一般利用者等に対する案内や誘導表示は、混乱を招かないよう既存の標識類と区分し、分かりやすい位置、表示内容となるよう配慮する
		歩道等管理者、土地所有者立ち合い等により事前に歩道の安全点検等を行う
	その他	悪天候などにより、自然環境の保全上又は参加者の安全確保上の懸念が生じた場合は、速やかに中止等の判断ができるよう意思決定の体制を整えておく
		参加者、応援者に、大会運営上の自然環境及び安全への配慮事項を周知し、徹底させる
		大会実行関係者等は、腕章等により身分を明らかにしておく
		参加者には、ゼッケン等身分を明らかにするものを着用させる

		ウェブサイト、公共交通機関の運行に関連する掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置状況及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を記載し、可能な限り大会開催の周知を行う
		大会の開催を周知するものについては、主催者の連絡先（問合せ先）を記載しておく
		主催者、参加者、施設設置者及び管理者の責任（事故発生時、他者への損害発生時）の範囲を明確化しておく
		事前調査を実施し、予め収集した大会の開催運営に必要な情報を基に、コース設定にあたる
		必要な許可等を大会開催1ヶ月前には済ませておく
		参加者、応援者を含む大会関係者に、トイレは所定の場所で済ませることを周知する
参加者	全般	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		登山者等とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は、丁寧な声掛けを行うこと
	環境配慮	設定されたコース以外は走行しないこと
		トイレはできるかぎり所定の場所で済ませること
		ゴミは持ち帰るか、所定の場所に捨てること
		ストックはキャップの付いた状態で使用し、使用を認められた区間のみでの使用とすること
	安全配慮	登山者等とすれ違う場合は、登山者等を優先させること
		集団走行、並列走行は行わないこと
		夜間に走行する場合は、反射板、ライト等を着用すること
	その他	ゼッケン等を身に着けておくこと
応援者	全般	主催者が設けたルールを遵守すること
	環境配慮	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		歩道や園地など整備された場所以外に立ち入らないこと、特に自然植生のある場所に踏み込まないこと
		トイレは所定の場所で済ませること
		ゴミは原則として持ち帰ること

自然公園における法面緑化指針

平成 27 年 10 月
環境省自然環境局

1. 指針の位置づけ

1. 1 指針の目的

本指針は、自然公園法の目的の一つである「生物の多様性の確保に寄与すること」を前提として、自然公園内において、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルでの生物多様性の保全に配慮し、周辺の環境と調和した自然回復を最終目的とする法面・斜面の緑化を行うために定める。

1. 2 指針の適用範囲

本指針は、自然公園内において、公園事業の執行及び諸行為によって生ずる裸地並びに自然発生の荒廃地などの法面・斜面を対象とするすべての緑化に適用することを基本とする。

2. 法面緑化の目的

自然公園内における緑化の目的は以下の 3 つである。

- 1) 侵食防止、法面の安定・強化に資すること。
- 2) 自然生態系の維持・修復・保全に資すること。
- 3) 周辺の自然景観との調和に資すること。

3. 基本理念

自然公園内における緑化の基本理念は以下の 3 つである。

- 1) 自然の地域性、固有性を尊重する。
- 2) 対象地域の自然条件に適合した植物の導入を基本とする。
- 3) 自然回復の順序を尊重する。

4. 基本理念に基づく方針

4.1 前提条件

- 1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。
- 2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3) 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること。
- 4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。

4.2 緑化の計画

施工対象地域内およびその周辺の植生、対象法面の状態を踏まえ、法面の安定確保を前提として、緑化目標、緑化工法、施工後の管理等についての計画を策定すること。なお、緑化に植物材料を使用する場合には、原則として地域性系統の植物のみ使用を可とすることから、必要量の植物材料を確保するための準備工（種子・表土の採取、苗木の計画栽培）の計画を早期に策定すること。

4.3 最終緑化目標

施工対象地域の植生と同様・同質の植物群落（施工対象地域に自然分布する個体群のみからなる植物群落）を最終緑化目標として設定すること。

4.4 初期緑化目標

施工対象地域に自然分布する種、および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂することなく、最終緑化目標に向けた遷移が見込める植物群落を初期緑化目標として設定すること。

4.5 緑化の工法

- 1) 緑化基礎工は侵食防止効果の高い工法とすること。また、生育基盤材には地域の生態系に影響を与えない材料を使用すること。
- 2) 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本とすること。
- 3) 外来種の侵入を未然に防止するよう、配慮すること。

4.6 使用する地域性種苗

使用する地域性種苗は、施工対象地域内およびその周辺に生育する草本類・木本類の中から選択し、施工対象地域での活着が見込める種苗とすること。

4.7 施工後の管理

- 1) 初期緑化目標達成までの間には、生育基盤の侵食や損壊等の状況を点検するとともに、初期緑化目標とする群落形成に必要な植生管理（植生誘導管理）を行うこと。
- 2) 初期緑化目標達成後には、最終緑化目標に向けた植生の推移をモニタリングしながら状況に応じて必要な管理等（監視的管理）を行うこと。